第10 経 済 産 業 省

不 当 事 項

補 助 金

**(125)
(126) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 東日本大震災復興特別会計 (組織)経済産業本省 (項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	県1、会社等1、計2補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	2会社
補助事業等	需要家主導太陽光発電導入促進事業費、地域経済産業活性化対策費補助金等
事業費の合計	1,797,153,693円
補助対象事業費の合計	1,796,414,693円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	899,273,045円
不当と認める補助対象事業費の合計	9,875,359円
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額の合計	5,437,649円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、4県、15市町村及び217会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、２会社が事業主体となって、需要家主導太陽光発電導入促進事業費、地域経済産業活性化対策費補助金等を受けて実施した事業に係る国庫補助金5,437,649円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

⑵　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（１）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円

需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において、補助対象事業費を過大に精算していたもの　（１件　不当と認める国庫補助金　3,437,681円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(125)	資源エネルギー庁	一般社団法人太陽光発電協会（東京都港区）	日本BSL株式会社（千葉県八千代市）〈事業主体〉	需要家主導太陽光発電導入促進事業費等	5、6	1,790,020 (1,790,020)	895,010	6,875	3,437

この補助金は、「需要家主導太陽光発電導入促進事業費交付要綱」(20211129財資第１号)等に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という。)に対して交付するものである。補助金の交付を受けた協会は、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気の需要を満たすための太陽光発電設備等を導入する事業(以下「支援事業」という。)を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対して、これに要する経費の一部を補助している(以下、協会が間接補助事業者に対して交付する補助金を「協会補助金」という。)。

協会が定めた交付規程によれば、協会は、支援事業の実施に必要な経費のうち協会補助金の交付の対象として協会が認める経費(以下「補助対象事業費」という。)について、予算の範囲内で協会補助金を交付することとされている。補助対象事業費は、設備購入費、接続費等に区分され、このうち、接続費は、一般送配電事業者の有する電力系統への連系(以下、これに係る工事を「系統連系工事」という。)に必要な系統設備等に対する工事費負担金とされている。そして、協会は、間接補助事業者から補助対象事業費の実績額等を記載した実績報告書の提出を受けて審査等を行い、協会補助金の額を確定することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者及び間接補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアルによれば、補助金の経理処理について、補助事業の実施者が実際に事業に要した経費を支払うこととされている。

電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款によると、系統連系工事に係る費用については、発電契約者(注)が工事費負担金として負担すること、一般送配電事業者は、発電契約者から工事費負担金を受領した後に系統連系工事に着手すること、一般送配電事業者